

議案第 33 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 10 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料等について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(里庄町行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第1条 里庄町行政財産使用料徴収条例(昭和39年里庄町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「1.08」を「1.1」に改める。

(里庄町水道事業給水条例の一部改正)

第3条 里庄町水道事業給水条例(平成8年里庄町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項、第27条第1項、第32条第2項及び第34条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(里庄町公共下水道条例の一部改正)

第4条 里庄町公共下水道条例(平成16年里庄町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第36条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(里庄町準用河川条例の一部改正)

第5条 里庄町準用河川条例(平成25年里庄町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(里庄町道路占用条例の一部改正)

第6条 里庄町道路占用条例(平成26年里庄町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の里庄町行政財産使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の里庄町水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定するものの当該確定した料金及び当該料金の減免については、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の里庄町公共下水道条例の規定にかかわらず、この条例の

施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に支払いを受ける権利の確定するものの当該確定した使用料及び当該使用料の減免額については、なお従前の例による。

5 第5条の規定による改正後の里庄町準用河川条例の規定は、この条例の施行日以後に許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

6 第6条の規定による改正後の里庄町道路占用条例の規定は、この条例の施行日以後に許可を受けた者の占用料について適用し、同日前に許可を受けた者の占用料については、なお従前の例による。